

第 1 3 号議案参考資料

議 案 名

桶川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

職員の意に反する降給の事由及び失職の特例に関する規定を新たに設けたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 職員の意に反する降給の事由及び失職の特例に関し規定することを条例の目的に加えるとともに、引用部分及び字句の整理を行う。

(第 1 条関係)

(2) 降給を行うことができる事由に関する規定を設ける。

(第 2 条関係)

(3) 条の繰下げ及び字句の整理を行う。

(第 3 条関係)

(4) 条の繰下げを行う。

(第 4 条、第 5 条及び第 7 条関係)

(5) 失職の特例に関する規定を設ける。

(第 6 条関係)

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日